

鬼北町空き家活用移住定住支援事業費補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日

告示第 55 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、空き家バンクに登録された物件の所有者が契約締結後に行う家財道具の搬出等に要する経費並びに移住定住希望者が行う住宅の改修等に要する経費及び引っ越しに要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、鬼北町補助金交付規則（平成 17 年鬼北町規則第 57 号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築され、又は改造された建物をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 集合住宅で賃貸営業用のもの
 - イ 社宅、寮その他給与住宅
 - ウ その他町長が不適当と認めるもの
 - (2) 空き家 鬼北町空き家情報バンク設置要綱（平成 30 年鬼北町告示第 40 号）第 2 条第 3 号に規定する鬼北町空き家情報バンクに登録された物件
 - (3) 移住 町外から町内に住民票を異動することをいう。ただし、町内の高等学校への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任等によるものは除く。
 - (4) 移住定住希望者 移住者及び移住希望者又は町内に現住居を有する者で転居を希望するもの。ただし、現住居が次のいずれかに該当する者に限る。
 - ア 転居後も居住者がいる住居
 - イ 町営住宅
 - ウ 共同住宅又は長屋の一部である住居
 - エ 転居後、売却用の物件又は賃貸用の物件として宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者が取り扱う住居
 - オ その他町長が特に認める住居
 - (5) 子育て世帯 交付申請日において、中学生以下の子がいる世帯
- (補助対象者)

第 3 条 家財道具の搬出等に要する経費に対する補助金の交付の対象となる者は、鬼北町空き家情報バンクに登録された住宅の所有者で、当該住宅について移住定住希望者（2 親等以内の親族である場合を除く。）と売買又は賃貸借の契約を締結したもので、本人及び同居の親族が次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する暴力団の構成員でない者

- (2) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者
 - (3) 市区町村税等徴収金の未納又は滞納のない者
- 2 住宅の改修等及び引っ越しに要する経費に対する補助金の交付の対象となる者は、鬼北町空き家情報バンクに登録された住宅について所有者（2 親等以内の親族である場合を除く。）と売買又は賃貸借の契約を締結した移住定住希望者で、本人及び同居の親族が次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する暴力団の構成員でない者
 - (2) 破壊活動防止法第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者
 - (3) 市区町村税等徴収金の未納又は滞納のない者
 - (4) 事業完了後引き続き 2 年以上居住を継続する見込みである者
（補助対象事業）
- 第 4 条 補助金の交付の対象となる家財道具の搬出等は、補助対象者が行うもので、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- (1) 原則として、町内に事業所を有する法人又は個人と契約を締結して行うものであること。
 - (2) 過去に補助金の交付を受けた住宅に関するものでないこと。
 - (3) 町長が補助金の交付が適当と認めるものであること。
- 2 補助金の交付の対象となる住宅の改修等は、補助対象者が行うもので、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- (1) 改修工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）が 10 万円以上であること。
 - (2) 原則として、町内に事業所を有する法人又は個人と契約を締結して施行する改修工事であること。
 - (3) 町長が補助金の交付が適当と認めるものであること。
- 3 補助金の交付の対象となる引っ越しは、補助対象者が行うもので、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- (1) 前項に規定する住宅に入居するために行う引っ越しで、事業者と契約を締結して行うものであること。
 - (2) 町長が補助金の交付が適当と認めるものであること。
（補助対象経費及び補助率等）
- 第 5 条 対象となる事業の補助率等は、別表のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
（交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、鬼北町空き家活用移住定住支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、補助事業の着手前に町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
 - (2) 補助事業に係る詳細な見積書
 - (3) 補助事業の内容が分かる図面
 - (4) 補助事業を行う住宅全体及び事業対象箇所の事業着手前の写真
 - (5) 誓約書（様式第3号）
 - (6) 位置図
 - (7) 住宅の売買契約書又は賃貸借契約書若しくは使用貸借契約書の写し
 - (8) 納付状況調査に係る同意書（町内在住者のみ）
 - (9) 申請者が転居希望者に該当することを示す書類（町内在住者のみ）
 - (10) 市区町村税等徴収金の納税証明書（町外在住者のみ）
 - (11) 補助対象者の住民票謄本（住宅の改修等のみ）
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第7条 町長は、前条の申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、鬼北町空き家活用移住定住支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定に際して必要な条件を付することができる。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ鬼北町空き家活用移住定住支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類のうち町長が指定するものを添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業内容が分かる図面
- (2) 事業変更契約書の写し
- (3) 変更後の事業内訳見積書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（変更、中止又は廃止の承認）

第9条 町長は、前条の申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、鬼北町空き家活用移住定住支援事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後20日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い日までに、鬼北町空き家活用移住定住支援事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（様式第8号）

- (2) 住宅全体及び補助事業対象箇所の事業完了後の写真
- (3) 事業内容の分かる図面及び事業内訳書の写し
- (4) 補助事業に係る契約書の写し
- (5) 補助事業に係る領収書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の報告書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、鬼北町空き家活用移住定住支援事業費補助金額の確定通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 前条の額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに鬼北町空き家活用移住定住支援事業費補助金請求書（様式第 10 号）を町長に提出するものとする。

- 2 補助事業者が補助金の請求をするにあたり、その請求・受領について、改修工事等を行った業者に委任する場合は、補助金請求書に、代理請求及び代理受領委任状（様式第 11 号）を添付しなければならない。この場合において、前項中、「補助事業者」とあるのは、「改修工事を行った業者」と読み替えるものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 町長は、前条の請求書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付する。

- 2 町長は、前条第 2 項の規定による請求により補助金を交付した場合は、補助事業者に対し当該補助金を交付したものとみなす。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他この告示の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定により、補助金の返還を命じるときは、町長は、鬼北町空き家活用移住定住支援事業費補助金交付決定取消し・返還通知書（様式第 12 号）により補助事業者に通知するものとする。

(関係書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、その補助金の交付に関係する書類等について、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(関係書類の検査)

第 16 条 町長は、必要がある場合には、補助事業者に対して、その補助金の交付に関係する書類等の提出を求め、検査を行うものとする。この場合において、関係書類等の提出を求

められた補助事業者は、求められた書類等の全てを速やかに町長に提出しなければならない。

(委任)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(鬼北町空き家活用移住支援事業費補助金交付要綱の廃止)

- 2 鬼北町空き家活用移住支援事業費補助金交付要綱（平成 30 年 3 月 23 日告示第 41 号）は廃止する。

附 則

(鬼北町定住促進空き家リフォーム等補助金交付要綱の廃止)

- 3 鬼北町定住促進空き家リフォーム等補助金交付要綱（令和 2 年 9 月 18 日告示第 138 号）は廃止する。

別表(第5条関係)

補助対象経費			補助対象者 区分	補助率	限度額
家財道具の搬出等	不要な家財道具の搬出、処分又は清掃		空き家バンクに登録された住宅の所有者で、当該住宅について移住定住希望者(2親等以内の親族である場合を除く。)と売買又は賃貸借の契約を締結したもの	10分の10以内	20万円
住宅の改修等(※)	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	空き家バンクに登録された住宅について所有者(2親等以内の親族である場合を除く。)と売買又は賃貸借の契約を締結した移住定住希望者	3分の2以内	100万円 (※子育て世帯にあっては、150万円)
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等			
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等			
	建具工事	各種建具(ドアノブ、鍵、戸車、レール等)取替え等			
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼り替え等			
	外装工事	外壁の改修、張り替え、塗り替え、コーキング補修等			
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗り替え等			
	左官タイル工事	室内壁塗り替え、内外タイル貼り替え補修等			
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等			
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え、工事業者を伴う設備の設置等の費用等			
	エクステリア工事	住宅と一体とみなされる附属建物及び構造物の改修等			
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事(家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等)			
引っ越し	引っ越しにかかる費用		空き家バンクに登録された住宅について所有者(2親等以内の親族である場合を除く。)と売買又は賃貸借の契約を締結した移住定住希望者	3分の2以内	10万円

※ 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等(テレビ、パソコン等の電化製品又は照明器具、カーテン、家具等)の購入及び設置は対象外とする。